

丹波篠山市ゴルフ協会規約

(名称)

第1条 本会は、丹波篠山市ゴルフ協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、丹波篠山市民のスポーツ振興とゴルフの普及及び会員相互の親睦を図りまた、市内所在ゴルフ場と連帯し、ゴルフ競技等を通じて健康増進を図り、もって人格の向上を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 市民ゴルフ大会の開催
- (2) 技術研究及び講習会等の開催。
- (3) ゴルフの普及に関すること。
- (4) 国、県、市等が主催するゴルフに関すること。
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会は、市内在住もしくは在勤者で入会登録をした者で構成する。

(名誉会長、相談役、顧問)

第5条 本会に名誉会長及び相談役若干名、顧問若干名を置くことができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 実行委員長 1 名
- (4) 実行委員 若干名
- (5) 事務局長 1 名
- (6) 会 計 1 名
- (7) 監 事 2 名

(役員を選任及び任期)

第7条 役員は、会員の互選とする。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 実行委員会は目的達成のため随時開催し、本会の運営に関する事項の企画立案と執行に当たる。

4 会計はこの本会の会計業務を行う。

5 監事は協議会の業務及びこの協議会の会計を監査する。

(解任)

第9条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、実行委員会とする。

2 各会議は必要に応じてその都度招集し、会長、実行委員長が議長となる。

(議決)

第11条 次の事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更に関すること。
- (2) 毎事業年度の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 毎事業年度の事業報告及び決算に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項。

2 会議の議決は出席会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(経費及び徴収)

第12条 本会の経費は、参加会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本会は業務の適正な執行のため、事務局を置く。

2 事務局は事務局長所属コースに置く。

(その他)

第15条 その他、本会の運営について必要な事項は、役員会において定める。

附 則

この規約は、平成14年6月22日から施行する。

平成25年8月31日一部改定。

令和元年6月1日一部改定。